有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしょうとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　宮崎勢津子　オリーブ観光バスガイド紹介所　香川県高松市松福町二丁目一七―一

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十五年三月二十六日

香川県高松市松福町二丁目一七―一
オリーブ観光バスガイド紹介所
代表　宮崎勢津子

豊田市の公営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　豊田市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う者の名称

愛知県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う公営住宅及び共同施設の名称

豊田市営住宅条例（平成九年豊田市条例第四十三号）別表に規定する豊田市営住宅及び共同施設

三　一で定める者が行う公営住宅及び共同施設の管理の内容

法第三章の規定に基づいて行う公営住宅及び共同施設の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

四　一で定める者が公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成二十五年四月一日から
平成二十八年三月三十一日まで

名古屋市中区丸の内三丁目一九番三〇号
愛知県住宅供給公社
理事長　今井　秀明

神鋼真岡発電所建設計画に係る環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しましたので、法第七条の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一　事業者の氏名及び住所

株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長　佐藤　廣士
兵庫県神戸市中央区脇浜町二丁目一〇番二六号

二　対象事業の名称、種類及び規模

神鋼真岡発電所建設計画
ガスタービン及び汽力
（コンバインドサイクル発電方式）

出力　約百四十万キロワット

（約七十万キロワット　二基）

三　対象事業が実施されるべき区域

栃木県真岡市鬼怒ヶ丘一丁目
（約九万平方メートル）

四　対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

栃木県真岡市、上三川町、宇都宮市、芳賀町

五　方法書の縦覧場所、期間及び時間

㈠　縦覧場所

栃木県　環境森林部　環境森林政策課
（宇都宮市塙田一丁目一番二〇号）
栃木県　県民生活部広報課　県民プラザ室
（宇都宮市塙田一丁目一番二〇号）
栃木県　芳賀県民相談室
（真岡市荒町五一九七番地）
栃木県　県東環境森林事務所
（真岡市田町一五六八番地）
真岡市　環境課
（真岡市荒町五一九一番地）
上三川町　住民生活課
（河内郡上三川町しらさぎ一丁目一番地）
宇都宮市　環境政策課
（宇都宮市旭一丁目一番五号）
芳賀町　環境対策課
（芳賀郡芳賀町祖母井一〇二〇番地）
株式会社神戸製鋼所　真岡製造所
（真岡市鬼怒ヶ丘一五番地）

㈡　縦覧期間

平成二十五年三月二十六日（火）から
平成二十五年四月二十五日（木）まで
（閉庁日は除く）

なお、株式会社神戸製鋼所真岡製造所においては、縦覧期間終了後も平成二十五年五月九日（木）まで土曜日、日曜日、祝日もご覧いただけます。

㈢　縦覧時間

午前八時半から午後五時十五分まで。施設によっては異なる場合があります。

六　意見書の提出

法第八条の規定に基づき、方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見書を提出することができます。

㈠　提出期限　平成二十五年五月九日（木）
（当日消印有効）

㈡　提出先

〒一四一―八六八八
東京都品川区北品川五丁目九番十二号
株式会社神戸製鋼所
真岡発電プロジェクト推進部　宛

㈢　記載事項

イ　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ロ　意見書の提出の対象である方法書の名称（「神鋼真岡発電所建設計画環境影響評価方法書」とご記載ください。）

ハ　方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めてご記載ください。）

お問い合わせ先

株式会社神戸製鋼所
真岡発電プロジェクト推進部
電話　〇三―五七三九―五八二九
（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前九時から午後五時まで）

平成二十五年三月二十六日

兵庫県神戸市中央区脇浜町二丁目一〇番二六号
株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長　佐藤　廣士

神鋼真岡発電所建設計画に係る環境影響評価方法書説明会の開催の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しましたので、法第七条の二第二項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一　事業者の氏名及び住所

株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長　佐藤　廣士
兵庫県神戸市中央区脇浜町二丁目一〇番二六号

二　対象事業の名称、種類及び規模

神鋼真岡発電所建設計画
ガスタービン及び汽力
（コンバインドサイクル発電方式）
出力　約百四十万キロワット
（約七十万キロワット　二基）

三　対象事業が実施されるべき区域

栃木県真岡市鬼怒ヶ丘一丁目
（約九万平方メートル）

四　対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

栃木県真岡市、上三川町、宇都宮市、芳賀町

五　説明会を開催する日時及び場所

平成二十五年四月五日（金）午後六時半から
真岡商工会議所
（真岡市荒町一二〇三番地）
平成二十五年四月十三日（土）午後二時から
栃木県教育会館
（宇都宮市駒生一丁目一番六号）

お問い合わせ先

株式会社神戸製鋼所
真岡発電プロジェクト推進部
電話　〇三―五七三九―五八二九
（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前九時から午後五時まで）

平成二十五年三月二十六日

兵庫県神戸市中央区脇浜町二丁目一〇番二六号
株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長　佐藤　廣士